

# 桜ヶ丘同窓会会則

第1条 この会は桜ヶ丘同窓会という。

第2条 この会は会員相互の親睦発展をはかると共に教育の振興に寄与することを目的とする。

第3条 この会の会員は次の通りである。

正会員 船井郡立高等女学校、京都府立園部高等女学校、京都府立園部中学校、京都府立園部高等学校の卒業生及びこれに準ずるもの。

賛助会員 船井郡立高等女学校、京都府立園部高等女学校、京都府立園部中学校の職員であったもの及び京都府立園部高等学校現旧職員

第4条 この会は毎年1回総会を開催する。但し必要ある時は臨時に開催することができる。

総会は次の事項を審議決定する。

1. 会則の制定並びに変更に関する事
2. 予算決算に関する事
3. 事業に関する事
4. 役員選出に関する事
5. 会費に関する事
6. その他この会の目的達成に必要なことすべて審議決定は出席者過半数の賛成による。
7. この会には次の支部を設置する。  
関東支部、東海支部、京都支部  
各支部には支部長、副支部長と支部に必要な役員をおき支部を適宜運営する。

第5条

1. この会には次の役員をおく。  
会長 1名、副会長 5名、会計 1名  
庶務 1名、委員 若干名、監査 2名

2. この会には顧問若干名を置くことができる。

第6条 役員の任期と選出方法は次の通りである

1. 役員の任期は2年とする。役員に欠員ができたときの役員は残任期間とする。
2. 正副会長および監査は総会で決定する。
3. 会計および庶務は会長が委嘱する。
4. 顧問は会長が推薦して総会において承認を受ける。
5. 委員は各学年ごとに新入会員の代表者2名を選出する。

第7条 役員の任務は次のとおりである。

1. 会長はこの会を代表し会務をつかさどる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 会計は会計事務にあたり総会において会計報告をする。
4. 庶務は記録およびその他の事務にあたる。
5. 監査は毎年一回会計監査をおこない結果を総会で報告する。

第8条 この会の経費は会費およびその他の収入による。

1. 新入会員は終身会費を同窓会入会の日納入する。
2. 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9条 この会の事務所は京都府立園部高等学校内におく。

第10条 この会則は昭和34年5月17日より実施する。  
この会則は平成24年5月19日に一部改正する。